

ピアベルピア ビューティーポイント制度規定

ビューティサポー株式会社（以下、「弊社」といいます）は、この「ピアベルピア ビューティーポイント制度規定」（以下、「本規定」といいます）に従って、「ピアベルピア ビューティーポイント制度」（以下、「本制度」といいます）に参加する方に対し、一定の特典（以下、「本特典」といいます）を提供する制度を実施します。本制度は、本規定及び別途定める「ピアベルピア ビューティーポイント制度・ガイドブック」（以下、「ガイドブック」といいます）に従って運営します。

第1条（本制度に参加いただける方）

1. 本制度に参加いただける方は、ピアベルピア化粧品のご愛用者で、且つ会員登録をされている方であり、本規定を承認したうえで、本制度への入会を拒否しない限り自動的に本制度に参加（以下、「本会員」といいます）となります。但し、「サービスポイント」の方は本制度への入会はできません。
2. 前項におけるご愛用者とは、1月～12月の1年間（以下、「年度」といいます）に一度はピアベルピア化粧品をご購入されている方です。
3. 本制度に入会する為の入会金や年会費などは一切ありません。
4. 一旦条件を満たし、本会員の地位を取得された方についても、弊社の判断で、第14条の規定により、その地位を取り消すこともあります。

第2条（本会員の分類）

1. 本制度では、「ルビー会員」と「エメラルド会員」の2種類の本会員を設定します。
2. ルビー会員は前条で規定した本会員です。
3. エメラルド会員は、基本的にルビー会員が1年度に20,000ポイント以上を獲得し、弊社が認定した本会員です。エメラルド会員の認定は、翌年4月～翌々年3月（以下、「本制度年度」といいます）となります。ただし、エメラルド会員認定後に本会員の1年度の獲得が20,000ポイント未満になった場合、翌本制度年度はルビー会員に戻ります。
4. エメラルド会員の認定は、弊社が特例を設け認定する場合があります。

第3条（本会員の地位の貸与及び譲渡）

1. 本制度において、本会員の全ての地位は本会員自身のみ有効で、他の本会員及び本会員以外への貸与及び譲渡はできません。
2. 本会員が本会員の地位を貸与及び譲渡した場合、弊社は本会員の所有するポイント数を無効にする場合があります。

第4条（本特典の提供方法及び内容など）

1. 本会員による、ピアベルピア化粧品の購入及び弊社へお客様のご紹介などというご協力に応じて、本会員にポイントが提供され、そのポイント数により本特典が提供されます。但し、ポイントの提供は弊社直営店に限らせていただきます。
2. ポイントの提供は、「ルビー会員」と「エメラルド会員」別々に規定する場合があります。

す。

- (1) ピアベルピア化粧品の購入金額に対するポイント (以下、「購入ポイント」といいます)

購入毎にポイントを提供します。但し、消費税・お届け手数料はポイントの対象外とします。

「ルビー会員」は、購入金額 10 円につき 1 ポイントを提供します。

「エメラルド会員」は、購入金額 10 円につき 2 ポイントを提供します。

- (2) 継続ご愛用に対するポイント (以下、「継続ポイント」といいます)

毎年、4 月に 1000 ポイントを提供します。但し、前年の購入が無い場合及び当年 1 月以降に本会員になられた方には提供しません。

本会員の、前年の本制度への加入月とは無関係に提供します。

- (3) 新しい会員の紹介に対するポイント (以下、「紹介ポイント」といいます)

友人・同僚・家族などに弊社をご紹介くださり、その方が会員登録された場合に 5000 ポイントを提供します。但し、同居されている家族の方は 2 名までを紹介ポイントの対象とします。

ご紹介ポイントの提供は、ご紹介いただいた本会員が満 18 歳以上に限定します。

会員登録された方が、ご紹介の旨を伝えていただけない場合は紹介ポイントの対象外となる場合があります。

- (4) キャンペーン参加に対するポイント (以下、「キャンペーンポイント」といいます)

キャンペーンポイントは一定期間に限定し、弊社が別途ご案内する内容に参加もしくは購入いただいた本会員に提供します。

弊社直営店単位でキャンペーンを実施する場合があります。この場合、対象となる本会員は弊社直営店が定めます。

3 . ポイント数のお知らせ

本会員に対し、弊社は以下の手段により、本制度における本会員の保有ポイント数を通知します。ただし、第 10 条 2 項の規定により、通知しない場合があります。

- (1) 弊社発行の季刊誌「和華」送付時に、保有ポイント数を記載します。

- (2) 購入ポイント発生の際に、保有ポイント数をお知らせします。

- (3) 本特典を取得の際に、残ポイント数をお知らせします。

4 . ポイント数の照会

本会員は、弊社直営店へ、保有しているポイント数を照会することができます。

5 . ポイントの有効期間

本制度は、年度と本制度年度で構成されていますが、獲得したポイントの有効期間は、当該ポイントを獲得した年度の翌々年度末までです。

- 6 . 本特典の具体的内容は、別途ご案内します。また、ご案内する内容は弊社の都合で変更する場合があります。

第 5 条 (本特典の取得)

- 1 . 本会員は、本特典の取得が可能なポイント数を獲得したときは、必要なポイント数を使用して、本特典の提供を弊社に対し申し込むことができます。ただし、本会員が弊

社に対する代金などの支払いを遅滞していることが判明した場合には、弊社は当該申し込みを受け付けないものとし、当該申し込みによるポイントの使用はなされなかったものとみなします。なお、本特典を申し込んだ場合、希望する本特典に必用なポイント数が減算されます。

2. 本会員は、前項の申し込みに際して当該申し込みの日において有効なガイドブックなどに記載された、本特典の中から希望するもの（以下、「希望特典」といいます）を指定できます。ただし、弊社の都合により本会員に希望特典を提供できない場合があります。その場合には、本会員は他の本特典を希望することができます。
3. 本会員は、本条 1 項の申し込みを撤回することはできません。ただし、弊社の都合により、弊社が希望特典を提供することができず、かつ他に、本会員が希望する本特典がないときに限り、本会員は当該申し込みを撤回することができます。申し込みが撤回された場合には、当該申し込みによるポイントの使用はなされなかったものとします。
4. 本会員に対する本特典の送付先は、弊社に登録されている商品などの送付先とします。ただし、第 10 条 3 項の規定により、商品などの送付先が変更されたときは、変更後の商品などの送付先に送付します。
5. 弊社が、本会員に希望特典を提供する場合は、来店による受け取りを除き、前項に定める送付先に宅配便などにて送付します。この場合、弊社は、運送会社などから交付される当該宅配物の到着を証明する書類の受領をもって、本会員に希望特典が提供されたものとみなします。

第 6 条（希望特典の取り扱い）

1. 本会員は、希望特典を受け取った場合すみやかに内容を確認し、配達中に破損した場合、不良品や希望特典と異なる本特典が届いた場合は、到着後 7 日以内に弊社まで電話などで連絡をしてください。本会員からの連絡が、第 5 条 5 項に定める配達物の到着を証明する書類の日時より 8 日以上過ぎた場合、弊社は変更・返品を受理しません。
2. 本会員は、前項の希望特典の変更・返品を求めるに際して、弊社あるいは弊社の指定する委託会社（以下、「委託会社」といいます）までの送付には、来店を除き料金受取人払いの宅配便を使うものとします。弊社の過失における希望特典の変更・返品のための送料は、料金受取人払いの宅配便を使用した場合のみ、弊社が負担するものとします。その際、本会員は必ず宅配便の控えを保管してください。弊社から本会員に希望特典を送付した際の宅配便に対して、本会員が受け取り拒否などにより、直接弊社に返品する手段は無効となります。
3. 弊社は、次の各号に該当する希望特典の変更・返品は受け付けません。
 - (1) 本会員が、一度使用した希望特典
 - (2) 本会員が、名前などを入れた希望特典
 - (3) 本会員の責任で、破損や欠陥が生じた希望特典
4. 本会員は、希望特典の変更・返品を求める際、希望特典の同封物（取り扱い説明書、保証書、付属品など）も、必ず希望特典とともに弊社の指定する送付先に送付してください。

第 7 条（取得ポイントの譲渡）

弊社が本会員に提供したポイントは、取得した本会員のみが本特典との交換に使用できません。保有ポイントの譲渡、及び他の本会員が保有するポイントと合算することはできません。

第 8 条（本制度の実施期間）

本制度の実施期間は、弊社が任意に設定します。本制度を終了する場合には、弊社はその旨を終了の 1 ヶ月前までに本会員に弊社の定める方法により通知し、本会員はそれを了承するものとします。

第 9 条（本会員情報の取り扱い）

1. 弊社は、本会員がアンケートなどに記載した情報（以下、「本会員情報」といいます）を厳重に管理します。
2. 弊社は本制度の運用にあたり、第三者（委託会社、提携会社など）に本会員情報を開示する場合は、秘密保持契約の締結を絶対条件とし、必要最小限にとどめます。

第 10 条（ダイレクトメールなどの送付）

1. 弊社は本会員に対して、商品等の送付先、および本制度に登録の E メールアドレスや電話番号に、ダイレクトメール、および E メール、電話などで、本制度に関する次の各号に記載する情報その他の資料（以下、総称して「ダイレクトメール等」といいます）を送付・送信することがあります。
 - （1）弊社の本会員に対する新しいサービスのご紹介
 - （2）本制度の本会員への特典及び新しいサービスに関する情報
 - （3）弊社の本会員に対する今後の本制度のサービス向上を目的としたアンケート
 - （4）その他弊社の本会員に対する各種の情報
2. 弊社は、前項について、本会員よりダイレクトメールなどの送付・送信の中止の申し出があった場合、前項の全てのダイレクトメールなどを送付・送信をしないものとします。また、本制度がスタートする以前の申し出も継続し、同様の対応をします。
3. 本会員が、第 11 条の規定により、商品などの送付先、および本制度の登録の E メールアドレス、電話番号を変更されたときは、弊社はダイレクトメールなどを、変更後の商品等の送付先等に送付・送信します。

第 11 条（入会情報変更の申請）

本会員は、本会員の本制度に登録している内容（姓名・住所・電話番号・E メールアドレス等）にかかわる全ての変更を、弊社に遅滞なく通知してください。本会員による登録内容変更の通知がない場合、弊社からの送付物に到着の遅延あるいは紛失生じることがあります。また、登録内容変更の通知がなく、ダイレクトメールなど送付・送信が不可能な場合に、弊社は以後本会員に連絡をとったり、ダイレクトメールなどを送付・送信しません。

第 12 条（本規定などの変更）

弊社は、必要と認めるときには本会員への予告なく、本規定及びガイドブックの内容、本

制度の内容の構成等を変更する場合があります。

第13条（本制度の退会）

本会員が本制度の退会を希望するときは、弊社にその旨を申し出てください。なお、退会にともない、本会員が退会時まで積算されたポイントは、失効するものとします。

第14条（本会員としての地位の喪失事由）

本会員が次のいずれかに該当するときは、本会員としての地位を失います。

- （1）本会員が本規定に違反したとき。
- （2）その他、弊社が本会員として不適格であると判断したとき。

第15条（連絡窓口）

本制度の内容、その他についての質問や問い合わせなどについては、弊社直営店を窓口とします。

第16条（弊社の免責）

- 1．本特典に関連して、本会員の有する苦情及び会員の被った損害（例えば、本制度を構成する物品もしくは本特典を行使した結果得られる物品に欠陥が存在したり、または本特典を構成するサービスもしくは本特典を行使した結果得られるサービスが不適切であったことに関連して、本会員の有する苦情や被った被害）に対し、弊社及び弊社の委託会社、提携会社は、如何なる責任も負いません。
- 2．弊社が、第5条2項に規定する希望特典を提供できない場合、弊社及び弊社の委託会社、提携会社は、それに対し如何なる責任も負いません。
- 3．本特典の内容は弊社の都合により、本会員への通知なしに追加、削除、変更または一時停止されることがあり、それに対して弊社及び弊社の委託会社、提携会社は、如何なる責任も負いません。第8条により本制度自体が終了する場合も同様とします。
- 4．弊社は、第10条に基づき本会員に対して送付・送信したダイレクトメールなどに関して、会員が損害を被るに至ったとしても、その賠償の責任を一切負わないものとします。

第16条（合意管轄）

本会員と弊社との間で、本規定に関連して訴訟の必要が生じた場合、弊社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2001年1月現在